

新型コロナウイルス感染症（アンゴラ：緊急事態宣言の延長にともなう新細則）

4月25日23時59分に終了予定であった緊急事態宣言が15日再延長することをうけ、同月26日0時00分から5月10日23時59分まで適用される新しい措置に関する大統領令120／20（4月24日付）が発表されたところ、概要以下のとおり。

【本規定のポイント】

- 国境は引き続き陸・海・空ともに閉鎖
- ルアンダ州を除く17州の封鎖が解除
- 現時点で新型コロナウイルス感染症の感染症例が唯一確認されているルアンダ州への出入りは特例を除き封鎖。
- 検疫義務の強化（外国からの入国者は全てPCR検査の対象。違反は不服従罪となる）
- 公共サービスの再開
- 経済活動（工業・農業）の再開
- 公共事業の再開
- 屋外での運動レジャーは定められた時間に行うことができる（5：00から6：30、17：30から19：00）。
- 都市交通（バス、乗り合いタクシーなど）の運行時間と乗客数の拡大
- 公共の場でのマスク着用の義務

1 権利停止（第4条）

以下の権利は、全体的または部分的に停止される。

- （1）家の不可侵性。
- （2）財産所有権。
- （3）自由な経済活動の権利。
- （4）集団的な宗教活動の自由。
- （5）居住、移動および移住の自由。
- （6）集会とデモの自由。
- （7）通信および通信の不可侵性。
- （8）ストライキ権と一般労働者の権利。

2 移動の自由の制限（第5条）

（1）外出や移動を必要とする以下の場合を除き、公道での移動や長時間滞留することを禁止する。

- ア 生活必需品の購入。
- イ 運用が許可されたサービスの提供。
- ウ 運用が許可されているサービスの取得。
- エ 緊急事態の期間中業務を行う必要がある労働者の移動。
- オ 医療サービスを受ける場合。
- カ 食料や医薬品の宅配。
- キ 脆弱な人々への援助活動。
- ク ボランティア活動。
- ケ 緊急事態の期間中の公的行為への参加。
- コ 帰宅。
- サ 商品の輸送。

(2) 前項の目的で外出する際の私用車の公道走行は可能。

(3) 生活必需品の購入等はなるべく自宅近くで行うことが望ましい。

(4) 大使館、領事館、国際機関の職員の移動を認める。

3 不服従（第6条）

前条の規定に違反した場合、公的機関が自宅に帰るよう促し、それに従わない場合は、不服従罪とみなし、即時拘禁の対象となりうる。

4 保健管理のための国家封鎖（第7条）

(1) いかなる手段による国の領土への出入国を禁止する。

ただし、管轄省庁の責任において、以下の理由の場合は出入国をみとめる

ア 必要不可欠な物資の輸送

イ 人道的理由

ウ 健康上の理由

(2) 必要不可欠な食料品、燃料、医薬品、医療機材や医薬品の国外への持ち出しを禁止する。

5 ルアンダ州以外の17州における移動（第8条）

経済商業活動を目的とした州外への移動を認める。ただし、家族訪問やレジャー目的での移動は認めない。

6 ルアンダ州の封鎖（第9条）

ルアンダ州においては真に必要な、必要不可欠な物資の輸送、人道的理由、健康上の理由以外に他州との移動は禁止。

7 強制検疫（第10条）

（1）政府指定検疫機関での強制待機

ア 感染の危険にさらされた人

イ 国外から入国した人

（2）自宅待機

保健当局の決定により定められた人

（3）自宅待機の違反は、指定検疫機関へ移送し、従わない場合は不服従罪とみなし、拘禁することができる。

（4）検疫義務の違反は犯罪となり、不服従、刑法の規定により罰せられる。

（5）管轄機関は、感染者と接触した人を把握するための体制を構築する。

（6）前項の目的のために、所轄官庁は、疑わしい市民または新型コロナウイルス感染者および感染の疑いがある人の連絡先のスクリーニングのために、電話およびその他記録を電子通信事業者に要求することができる。

8 強制検査（第11条）

（1）政府指定検疫機関および自宅待機の検疫対象者は、PCR検査を受けることを義務づける。

（2）保健当局が検査の必要性を認めた者も同様に検査の義務がある。

（3）強制検査を拒否した場合、不服従罪とみなし、刑法の規定により罰せられる。

9 国家主権（第12条）

国家主権は、緊急事態を考慮し、常に必要最小限の機能を保護しなければならない。

10 国家機関（第13条）

（1）大統領府補助機関は、完全な機能を保たなければならない。

（2）省庁、州政府、地方自治体は、真に必要な業務に関し、8時から15時を超えない勤務体制とする。不要不急の特定の公共サービスの提供は制限もしくは一時停止する。

（3）前項で言及された機関の業務は、50%の労働力で、交代制で行う。

（4）前項の規定は、責務を負うリーダー職、管理職を対象としない。

11 公共サービス（第14条）

（1）一般公共サービスの再開。

（2）公共サービスの、業務体制は8時から15時まで、50%の労働力で交代

制で行う。

(3) 運営中の公共サービス期間は、規定を遵守し、社会的距離をとるなどバイオセーフティ対策を徹底する。

1 2 脆弱な市民のための特別保護 (第 1 5 条)

(1) 新型コロナウイルス感染に対して脆弱な以下の市民が対象

ア 60 歳以上

イ 免疫不全、腎臓患者、高血圧患者、糖尿病患者、心疾患、慢性呼吸器疾患や癌等の慢性疾患のある患者

ウ 妊娠中の女性および 12 歳未満の子供がいる女性

(2) 公務員および会社員として雇用されている前項の市民は、対面式(出勤)の業務から免除される。

(3) 官公庁、医療従事者、輸送、防衛および警察機関の職員は対象外。

1 3 在宅勤務

(1) 条件が許す限り、緊急事態の期間中に現場作業を免除された労働者は、在宅勤務制度の対象となる。

(2) 在宅勤務の方法や定義は各組織にゆだねられる。

1 4 雇用関係の保護 (第 1 7 条)

(1) 出勤しないことを理由とした解雇は禁止。

(2) 前項は、懲戒処分、すなわち、緊急事態の期間中にサービスを提供する義務がある従業員および労働者への処遇を禁止するものではない。

1 5 ストライキと労働者の権利 (第 1 8 条)

(1) ストライキ権は停止

(2) 保健、国防、公安の行政機関の職員は、適切な場所と条件で行使することができる。

1 6 教育機関および職業訓練校 (第 1 9 条)

(1) 国家教育システムのすべての公私立の教育機関及び職業訓練校は閉鎖。

1 7 スポーツ競技とトレーニング (第 2 0 条)

(1) すべてのスポーツ競技大会、そのトレーニング、スポーツ施設の閉鎖。

(2) 個人の自主トレーニングやレジャースポーツ活動は、5時から6時30分、17時30分から19時まで、開放された空間で、社会的距離をとり、

自宅から半径2キロ圏内で行うことができる。

- (3) 青年スポーツ省は、前項の規定を守るための規則を整備しなければならない。

18 一般的な商品やサービスの取引（第21条）

- (1) 8時から15時まで50%の労働力の交代制で一般的な商業活動を行うことができる。
- (2) スーパーなどの食料品店は、8時から16時までとする。
- (3) 商業施設内は、人と人が最低2メートルの間隔をとることができる収容員数でなければならない。
- (4) 持ち帰りや宅配を除き、レストランは引き続き閉鎖。
- (5) 不可抗力の場合を除いて、必須と見なされるサービスの閉鎖は禁止されており、管轄当局は、サービスの提供を維持するために必要な措置を講じることができる。

19 市場と行商（第22条）

- (1) フォーマルおよび許可されているインフォーマル市場は、引き続き週に3日（火・木・土）、6時から13時の営業時間で一般商業活動を行う。
- (2) 管轄の保健当局が感染拡大のリスクがあると判断した場合は営業を停止させることができる。
- (3) 個人の行商は、週に3日（火・木・土）、6時から13時の時間に適切な距離をとって商業活動を行うことができる。
- (4) 人が密集し混み合う場所でのインフォーマルマーケットは禁止。

20 産業、農業活動（第23条）

- (1) 一般産業活動を認める。
- (2) 必須の商品生産を行う産業活動の停止は認められず、管轄当局は生産を維持するための必要な措置をとる。
- (3) 農業活動の活動を認める。

21 優先的かつ戦略的な公共事業（第24条）

- (1) 優先的かつ戦略的な公共事業を再開する。
- (2) 責任省庁と州政府は再開を決定する。

22 政治活動集会、デモの自由

50人以上の政治活動集会、デモを禁止。

23 レクリエーション、文化、レジャー活動（第26条）

- （1）公道または公共の場でのレクリエーション、文化、レジャー活動は禁止。
- （2）ディスコ、ゲームセンター、バーは閉鎖
- （3）情報通信技術を通じて行うものを除き文化・芸術活動は停止
- （4）レクリエーションのための海上航海は停止
- （5）見本市、展示会の開催の中止

24 宗教行事活動（第27条）

集団での行事活動は禁止、個人で行う崇拝は自由。

25 家事サービス（第28条）

家政婦・メイドのサービス提供は許可。

26 葬儀（第29条）

- （1）8時から13時までの時間帯で50人を超えない参加者の葬儀のみ許可
- （1）新型コロナウイルス感染症により亡くなった場合の葬儀は午後、50人以内で執り行う。

27 公共調達の特例措置（第30条）

- （1）医薬品、病院用品、バイオセーフティ用品などの緊急性が高く必須の物資の調達は手続きを簡素化する
- （2）財務省は制度整備を行う。

28 税務調整（第31条）

- （1）食品や医薬品などの購入に係る納税は事後税務調整の対象となる
- （2）財務省は制度整備を行う。

29 必需品の輸入（第32条）

- （1）食品、医薬品、バイオセーフティ関連等の必需品の輸入は特例ライセンス制度の対象となる。
- （2）財務省、経済企画省、運輸省、工業・商業省、アンゴラ中央銀行は制度整備を行う。

30 賃借人の保護（第33条）

- （1）住宅用賃貸契約の賃借人の立ち退きは禁止。

(2) 前項は、賃借料の支払い義務を免除するものではない。

3 1 病院、刑務所（第 3 4 条）

(1) 病院に入院している市民や刑務所施設に収容されている市民への訪問は禁止。

(1) 所轄機関は、入院患者や抑留、逮捕、拘束された市民の家族への情報を提供する。

3 2 交通

(1) 公共民間交通機関の運行は、その乗客定員の 5 0 %を超えない範囲で許可される。

(2) 都市部の交通機関は、5 時から 1 8 時の運行。

(3) 鉄道は、引き続き物資の輸送のみ運行。

(4) バイクタクシーは禁止。

(5) 民間交通機関や車両の所有者は必要な衛生管理を行う。

(6) 民間サービスプロバイダーによる規定の違反に対して、車両の押収を行うことができる。

(7) 運輸省は、陸・海・空の人・物資の輸送サービスを確保するための必要な措置および必要なメンテナンスを実施する。

3 3 証明書の提示（第 3 6 条）

(1) 業務上の理由で公道を移動することを許可されている市民は、緊急事態の勤務スケジュールと労働を証明する証明書を所持していなければならない。

(2) 勤務先は前項の証明書を発行する。

3 4 個人保護対策（第 3 7 条）

(1) 市場、屋内の公共の場、公共交通機関を利用する際のマスク着用の義務

(2) 業務を行う公的私的機関においては、保健当局の勧告に従い、従業員の健康を守るために衛生的でバイオセーフティな環境を保たなければならない。

3 5 国防（第 3 8 条）

(1) アンゴラ国軍最高司令官は、本規定の遵守を保証するための防衛および保安機関の使用を許可する。

(2) 内務省、国防・退役軍人省は必要に応じた国防安全保障機関の参加の有効的な活動を行う体制を構築する。

36 退職医師及び看護師の招集（第39条）

- （1）退職医師及び看護師を招集する。
- （2）新型コロナウイルス感染に対して脆弱な市民の対象となる医師、看護師は前項の対象外。

37 法的権利・司法へのアクセス（第40条）

法務・人権省、司法上級審議会、検察庁は、権利、自由、司法救済を保証するための適切な措置を行う。

38 時効と失効期限（第41条）

あらゆる訴訟権利の消滅時効を中断する

39 公的証明書の有効性（第42条）

緊急事態の期間中は、有効期限がきれている以下の文書を有効とし、証明書の発行手続きに係る書類も有効とする。

- （1）身分証明書
- （2）運転免許証
- （3）車両登録証
- （4）車両所有証
- （5）旅券
- （6）居住外国人身分証

40 ライセンス、許可書

緊急事態宣言の適用期間中は、ライセンスや許可書、その他の行政証書は、それぞれの期限に関わらず有効とする。

41 銀行信用（第44条）

緊急事態宣言の適用期間中は、同宣言により実行でなかった債務不履行に起因する催促・請求は無効とする。

42 経済活動の監査（第45条）

- （1）管轄機関による経済活動の監査は、防衛・保安の支援を得つつ、機能し続ける。
- （2）商業施設による値上げの実施を特定・制裁するために、視察など監査活動を強化する。

4 3 通信機関と情報伝達義務（第46条）

- （1）官民間わず情報通信機関は機能し続ける。
- （2）管轄機関は、緊急事態の間に常に重要なサービスを提要できることを前提に労働体制の縮小措置をとることができる。
- （3）所轄機関は、規則性をもって、アンゴラでのパンデミックの進展に関する公開情報を提供する。

4 4 協力の義務（第47条）

市民および公的機関と民間機関は協力し、公安、市民保護、公衆衛生に責任を負う機関の指示に従うことで、各機関が本規定を遂行することができる。

4 5 公衆衛生専門家からの聴取（第48条）

事業体は、新型コロナウイルス感染症の蔓延を抑制する対策をとるために必要な公衆衛生またはその他の関連分野の専門家の意見を可能なかぎり頻繁に聞く。

4 6 健康教育と啓発活動（第49条）

管轄機関は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックについての市民の意識と市民衛生教育を高めることを目的として、マスコミなどを通じて適切な方法でさらに健康教育と啓発活動を行う。

4 7 ボランティア（第50条）

本規定を実行するために、自主的な行動を促進することが奨励される。

4 8 対策措置の保護（第51条）

- （1）新型コロナウイルスの拡大を防止するために講じられた措置や対策は、本規定に違反しない限り有効とする。
- （2）省庁、州政府は、管轄する事項に関し、本規定を実行するために必要な措置をとり、体制を整備し実施しなければならない。

4 9 発効日（第54条）

本規定は2020年4月26日0時00分から施行される。